

都市整備に関する検討調査等業務委託 提案依頼用仕様書

1 業務委託名

都市整備に関する検討調査等業務委託

2 一般事項

本業務の施行にあたっては、本仕様書及び兵庫県土木設計業務等委託必携（令和6年10月改訂）（以下「委託必携」という。）によるものほか、次の特記事項によるものとする。なお、必要に応じて委託者が定めた芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課職員（以下「調査職員」という。）の指示によるものとする。

なお、委託必携の設計業務等共通仕様書（共通編）第1102条 用語の定義3～6については次のとおりとする。

(1) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は受託者の管理技術者に対する指示、承諾、回答又は協議等の職務を行う者で、第1106条第1項の規定に基づき、委託者から受託者へ通知した者をいう。

調査職員の権限は、契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査職員に委任したものほか、設計図書に定めるところにより、下記に示す内容によるものとする。

ア 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示

イ 契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申し出又は質問に対する承諾または回答

ウ 契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議

エ 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

(2) 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第9条の規定に基づき、検査を行う者をいう。

(3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、第1107条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。

受託者が管理技術者に委任できる権限は次のとおりとする。

ア 委託者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは契約書第4条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 受託者は、アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

ウ 受託者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

エ 委託者は、ウによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(4) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、受託者が定めたものという。

3 業務の目的

本市では、都市拠点の機能更新と住宅地との円滑なネットワークの形成により、安心して快適に暮らし続けられるまちの実現を図ることを目指している。

本業務では、都市拠点のひとつである阪神芦屋駅（以下「駅」という。）周辺の機能更新（※）に向けた基本的な調査や検討を行うことを目的とする。

※想定する駅周辺の機能更新…駅周辺において、都市施設や公共施設等（道路、公園、駅、行政系施設、公益施設、商業施設等。以下、「施設等」という。）の改良、鉄道と道路の交差部における踏切や桁下制限等の課題解決、交通結節点機能の強化、さらなるバリアフリー化等により、都市機能の更新を行うもの。

4 履行場所

芦屋市全域

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的を踏まえ、業務に必要な資料等を収集するとともに、業務計画の立案を行う。

(2) 現況把握

駅周辺の現地調査を実施するとともに、既往の資料や統計書等を用いて、人口動向や人口流动、また、周辺道路網や交通量、道路の使われ方などの基礎情報を収集・整理する。なお道路については、道路幅員、断面構成、交通規制等についても整理する。

また、総合計画や都市計画マスターplanなどの上位計画をもとに、法規制、土地利用、施設等の配置や今後の動向などから、駅周辺における現状の課題を把握する。

(3) 現況の交通実態の把握

上記で整理した現状の課題解決や、駅周辺の機能更新による交通への影響を検討・検証するために必要な道路の利用実態を、調査やデータ収集により把握する。なお、調査やデータ収集の内容は、駅周辺の機能更新の基本構想策定までのロードマップを踏まえ、委託者と協議して決定すること。

(4) 駅周辺の交通網の検討

想定する駅周辺の機能更新に向け、車両や歩行者・自転車等の動線等交通網の、踏切除却を含

めた改善策を複数案、検討する。検討にあたっては、案ごとに周辺交通への影響や効果、課題等について整理する。なお、検討範囲は、国道や主要幹線道路等を含む交通の影響範囲により設定し、委託者と協議して決定すること。

(5) まちづくりの方向性（骨子案）の検討

上記を踏まえ、駅周辺において、交通結節点機能の強化・土地利用・施設等の配置等、まちづくりの目指すべき方向性（骨子案）を整理する。

(6) 駅周辺の機能更新に向けたロードマップの作成

上記の検討結果を踏まえ、次年度以降に検討や協議が必要な事項を整理し、駅周辺の機能更新の基本構想策定までのロードマップを作成する。

(7) 関係機関協議支援

道路管理者（市・県・国）、鉄道事業者等との協議に必要な資料作成等、関係機関協議を支援する。

(8) 打合せ協議

業務の進捗に合わせて適宜打合せ協議を行う。なお、着手時・中間時・納品時の計3回程度を予定する。

(9) 報告書の作成

本業務の成果を取りまとめた報告書を作成する。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 報告書（製本・A4版） | 1部 |
| (2) 電子データ（DVD-R等） | 1式 |

電子データは、PDF形式に変換したもののはか、Microsoft 製Word、Excel 等で編集可能なものとする。また、会議、説明会資料や図等については、Microsoft 製PowerPoint、Adobe Illustrator にて作成することも可能とする。

8 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

9 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。

- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

10 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

11 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適切に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記（1）の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

12 法令等の遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他業務の履行に必要とされる関係諸法令

13 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以上